

令和3年6月15日

報道関係者各位

大阪府 茨木市

## 指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分について

茨木市は、監査を実施した結果、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり令和3年6月14日付で事業者の行政処分を行いました。

### 記

#### 1 処分対象事業者

- (1) 法人名 合同会社みきケアサポート
- (2) 代表者 代表理事 切山 美樹
- (3) 所在地 茨木市山手台一丁目15番10号

#### 2 処分対象事業所

- 事業所名称 みきケアワーク  
所在地 茨木市玉櫛二丁目27番8号ハイツ杉本107  
指定年月日 令和2年2月1日  
サービスの種類 指定障害福祉サービス事業者としてのサービス「就労継続支援B型」

#### 3 行政処分の内容及び指定取消年月日

- (1) 処分の内容 指定障害福祉サービス事業者としての「就労継続支援B型」の指定の取消し
- (2) 指定取消年月日 令和3年6月30日

#### 4 行政処分の理由

- ・人員基準違反（法第50条第1項第3号）
- ・運営基準違反（法第50条第1項第4号）
- ・不正請求（法第50条第1項第5号）
- ・虚偽の報告（法第50条第1項第6号）
- ・虚偽の答弁（法第50条第1項第7号）
- ・不正の手段による指定（法第50条第1項第8号）

#### 5 事業者に対する経済上の措置

事業者の指定が不正の手段による指定であったため、指定時より訓練等給付費を受ける地位になかったことから法第8条第2項の規定により、指定以降に受領した訓練等給付費について、全額の7,611,068円（加算額を除く）を返還させる。

#### 6 経過

- 令和3年3月16日 実地指導（関係書類の不備を確認）  
令和3年3月30日 監査（以降4月9日まで計3回実施）  
令和3年5月17日 聴聞  
令和3年6月14日 処分通知  
令和3年6月30日 指定の取消し

#### 【問合先】

福祉指導監査課長 石井 裕明  
電話：072-620-1809